

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

12 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 大阪市水道局お客さま専用サイト(マイページ)運用保守業務委託	情報処理— 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥6,685,525	令和5年12月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	-
2	クレジットカード決済にかかる受付及びデータ更新業務委託(その2) 長期継続(概算契約)	情報処理— 情報処理	株式会社エフレジ	¥26,881,800	令和5年12月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G26	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等を使用し、当月分の水道使用量や水道料金、口座振替予定日のほか、過去の水道使用量や水道料金の閲覧機能及び水道の使用開始・中止や電話番号などの契約情報の変更などの申込機能を備えた大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、本システムは日本電気株式会社が所有するクラウドを使用しており、データ保護の観点から他の業者が本業務を履行する余地がなく、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

クレジットカード決済にかかる受付及びデータ更新業務委託（その2） 長期継続（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社エフレジ

3 随意契約理由

本業務は、水道料金等の支払いについてお客さまの指定するクレジットカードで継続的に決済するにあたり、必要なデータ更新業務を委託するものです。

現契約の履行期間は令和5年12月31日までとなっており、令和6年1月1日からの業務開始に向けて、本年10月に一般競争入札の公告を行いました。応札が無く不調となりました。

改めて入札に向けて準備を行いますが、契約相手方を決定するのに必要な期間が約6か月、その後、システム開発、VPN（仮想プライベートネットワーク）によるデータ伝送に新たな回線工事が必要となった場合の期間、及びそれらのテスト等に必要となる期間を約6か月と見込んでいます。

従って、次期契約により業務が開始されるまでの間、業務の空白期間が生じることになり、それを解消するために必要最低限の期間本業務を確実に履行できる業者との契約締結が必要となります。

現に契約履行中である上記業者は、既に履行体制の確保ができており、本業務の履行に必要な事業内容に精通していることから、中断なく本業務を履行することが可能です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）